

- (3) 何人ト雖モ途中ヨリ行列ニ参加セシメサルコト
- (4) 未成年者ヲ召集セシメサル様豫メ参加団体ニ注意ヲ喚ハ置クコト
- (5) 樂器類杖棍棒並ニ爆竹及煙火類ヲ携帶又ハ使用セサルコト
- (6) 酒氣ヲ帶ヒ又ハ異様ノ服懐ヲ為シタルモノヲ参加セシメサルコト
- (7) 會場ニ召集スル途中及散會ノ際ハ三々伍々集散シ途中ニ於テ歌ヲ唱ヒ其ノ他示威的行動ニ出ヅサルハ勿論旗幟ハ一切之ヲ分解シテ携帶スルコト

六 集會ニ對スル注意

- (1) 司會者ハ集會地並ニ解散地所轄警察署ニ規定ノ届出ヲ為スコト
- (2) 辨士ノ氏名並ニ所屬団体名ハ司會者ヨリ五月一日午前九時迄ニ集會地所轄警察署ニ届出ヲ為シ届出以外ノ者ニハ演説ヲ為サシメサルコト
- (3) 宣言及決議文ノ朗讀ハ豫メ承認ヲ得タルモノニ限ル
- (4) 集會地解散地其ノ他行列途中ニ於テハ宣傳ビラノ類ヲ撒布セサルコト
- (5) 當日合唱スル勞働歌ハ例年ノメーデー歌ニ限ルコト
- (6) 司會者ハ行列ノ出發前参加者ニ對シ途上並ニ解散後喧嘩ニ亙レカ如キコトナキ様豫メ注意ヲ與フレコト

七 行列

- (1) 行列ハ午後一時行進ヲ開始シ目的地到着後ハ速ニ解散スルコト

- (2) 行列ハ隊伍ヲ四列縱隊ニ編成シ一隊ヲ百名以内トシ各隊ノ距離ハ約十米突、一隊毎ニ監督者ニ名以上ヲ附シ隊伍ノ整理制限事項ノ實行其ノ他ニ全責任ヲ負ハシムルコト

- (3) 街角電車線路横断地点ニハ豫メ責任者ヲ定メ置キ警察官ノ指揮ニ従ヒ交通上支障ナカラシムル様注意スルコト

- (4) 行列ノ最後尾ニハ其ノ旨ヲ標示スル旗ヲ掲揚スルコト
- (5) 司會者及監督者タルコトヲ識別スル為メ見易キ標章ヲ定メ四月廿九日迄ニ其旨集會地所轄警察署ニ届出ワルコト

八 旗幟並ニ標語ニ對スル制限

當日使用スル旗幟ノ數及種類ハ左ノ通りノモノトス
但シ旗等ノ先端槍先ニ類スルモノハ之ヲ取外スコト、取外スコト能ハサルモノ
ハ使用セサルコト

- (1) 聯合体名ヲ記載セル旗ハ一聯合体一統
 - (2) 組合旗及支部旗ハ各組合又ハ支部毎ニ一統宛
 - (3) 長旗ハ十統トレ記載文字ハ豫メ承認ヲ得タル左ノモノニ限ル
- 但シ白地ニ墨書トシ旗等及旗ノ長サハ三米突以内トス